

様式第四（第五十三条関係）

フロン類回収業者変更届出書

年 月 日

川越市長

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で登録を受けた以下の事項について変更したので、
使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第1項の規定により、必要な書類を添えて
届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(添付書類 4)

誓 約 書

年 月 日

川越市長

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「法」という。）
第 56 条第 1 項の欠格事項について次のとおり誓約します。

根拠条文		欠 格 事 項 の 内 容
法第 56 条 第 1 項	第 1 号	心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であること。 (※主務省令：精神の機能の障害によりフロン類回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。)
	第 2 号	この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
	第 3 号	第 58 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
	第 4 号	フロン類回収業者で法人であるものが第 58 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
	第 5 号	第 58 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
	第 6 号	フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員※を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
	第 7 号	法人でその役員※のうちに第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者があるもの

申請者、法定代理人及び役員※（役員については法人の場合に限る。）については、以上の事項に該当しません。

誓約者

住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

※ この誓約書でいう役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

変更の届出

変更後30日以内に届出の手続が必要です。届出書、誓約書及び添付書類を現行の登録等通知書の写しとともに提出してください。

届出を必要とする変更事項及び各事項に必要な添付書類

変更事項	添付書類
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○個人の場合 住民票の写し（3か月以内に発行されたもので、 本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの、マイナンバーの記載のないもの ） ○法人の場合 登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。履歴事項全部証明書。 現在事項全部証明書不可 ）
事業所の名称及び所在地	案内図（添付書類7）
法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名	登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。履歴事項全部証明書。 現在事項全部証明書不可 ）
法定代理人の氏名及び住所又は法定代理人の変更	○個人の場合 住民票の写し（3か月以内に発行されたもので、 本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの、マイナンバーの記載のないもの ） ○法人の場合 登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。履歴事項全部証明書。 現在事項全部証明書不可 ）
回収しようとするフロン類の種類	○フロン類回収設備の所有権を有すること等を証する書類（次のア、イのうちいずれか該当する場合を選択し、提出） ア 自ら所有権を有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちいずれかの写し イ 自らが所有権を有してはいないが、使用する権原を有している場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうちいずれかの写し ○フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 →取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
フロン類を回収するための設備の種類	○フロン類回収設備の所有権を有すること等を証する書類（次のア、イのうちいずれか該当する場合を選択し、提出） ア 自ら所有権を有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちいずれかの写し イ 自らが所有権を有してはいないが、使用する権原を有している場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうちいずれかの写し ○フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 →取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
フロン類を回収するための設備の能力（回収しようとするフロン類の種類の変更を伴うものに限る。）	○フロン類回収設備の所有権を有すること等を証する書類（次のア、イのうちいずれか該当する場合を選択し、提出） ア 自ら所有権を有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちいずれかの写し イ 自らが所有権を有してはいないが、使用する権原を有している場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうちいずれかの写し ○フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 →取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
フロン類を回収するための設備の数（回収しようとするフロン類の種類の数を伴うものに限る。）	○フロン類回収設備の所有権を有すること等を証する書類（次のア、イのうちいずれか該当する場合を選択し、提出） ア 自ら所有権を有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちいずれかの写し イ 自らが所有権を有してはいないが、使用する権原を有している場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうちいずれかの写し ○フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 →取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
事業所の数（事業所の追加又は複数ある事業所のうちの一部廃止）	○事業所の追加の場合は、変更届出書及び誓約書のほかに次のア及びイの書類を添付してください。 ア 登録申請書に追加する事業所の名称及び所在地を記載したもの イ 添付書類2、添付書類3、添付書類5、添付書類6及び添付書類7 ○事業所の一部廃止の場合は、届出書（必要事項記入）のみの提出となります。

※ 上の表中の「添付書類」には、「フロン類回収業者登録申請書」の添付書類の書式を使用すること。

※ 提出部数は、**正本1部、副本1部**（副本は申請者の控えとなります。）

※ 変更届出書の提出に手数料はかかりません。

※ 履歴事項全部証明書、住民票の写しについては、正本添付用には原本の提出をお願いします。